

「韓国からのサイクリスト誘客促進事業」業務委託に係る企画提案公募要領

この提案説明書は、「韓国からのサイクリスト誘客促進事業」業務委託に係る提案公募に参加しようとする者（以下「提案者」という。）が留意すべき事項を定めたものであり、提案者は、以下の事項を熟知し、提案書を提出するものとする。

1 業務内容

- (1) 業務名
韓国からのサイクリスト誘客促進事業
- (2) 業務内容
別紙「韓国からのサイクリスト誘客促進事業」業務委託仕様書のとおり

2 委託業務の実施期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

3 予算上限

4,470千円（消費税及び地方消費税含む）

4 提案参加資格

提案参加に当たっては、次に掲げる（1）及び（2）の要件（グループで参加する場合は（1）から（3）までの要件）を全て満たしていること。

- (1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く法人又は団体であること。
- (2) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。なお、申請書提出後、契約までの間にアからキのいずれかに該当する事実が判明したときは、契約できない場合があります。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者（一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）
 - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者。
 - ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けている者。
 - エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）、会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続を行っている者。
 - オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者。
 - カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの。
 - キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの。
- (3) グループで応募する場合は、代表団体を定めること。ただし、グループで参加する場合の各構成員は、本募集への単独参加又は他のグループでの参加を行っていないこと。

5 スケジュール

令和6年4月26日（金） 「質問書」提出〆切
5月10日（金） 「企画提案書」提出〆切
5月20日（月）～21日（火）頃 選定委員会によるヒアリング
※（プレゼンテーション形式による）

※プロジェクターは事務局において用意するが、その他必要な機材がある場合は、提案者において用意すること。

6 企画提案公募実施手続き

(1) 事前質問

書面により事前質問を受け付ける。提出された質問については、県ホームページにて質問者匿名で回答を公開する。ただし、質問又は回答の内容が提案内容に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。

① 受付期間

令和6年4月16日（火）～4月26日（金）17時

② 提出方法

質問書（様式第1号）を電子メール（「9 問合せ先」参照）により福岡県商工部観光局観光振興課まで提出すること。

(2) 企画提案書の提出

① 企画提案書類の様式等

(ア) 企画提案書類提出書（様式第2号） 1部

(イ) 企画提案書（様式任意） 7部

※ページ番号を記載のこと。

※以下「② 企画提案書への記載事項」及び別紙仕様書を参照のこと。

(ウ) 見積書（様式任意） 7部（正本1部、副本（写し）6部）

※事業実施に係るファミトリップ参加者の旅費、レンタサイクル料金、人件費、旅費、謝金、契約に係わる経費（収入印紙代等）、その他事業実施に必要な経費全てを含むこと。

(エ) 会社概要（様式任意） 7部

② 企画提案書への記載事項

(ア) 業務内容【必須】

仕様書に基づく各業務の実施内容・方法の詳細について、提案者の強みを生かした提案を行うこと。提案に当たっては、「福岡県におけるサイクルツーリズムの取組みについて」（本企画提案公募のページ内に掲出）及び福岡県観光連盟のホームページ（<https://www.crossroadfukuoka.jp/feature/cycle>）において福岡県のサイクルツーリズムの取組状況を示しているのを、参考とすること。なお、以下の（i）及び（ii）の提案は必須とする。

(i) 韓国サイクリスト向けモデルプラン案

韓国サイクリストのニーズや観光のトレンド等を考慮したモデルプランを提案すること。

誘客にあたっては、福岡－韓国間で、航空機、フェリー等の多様な航路が就航していることを踏まえ、これらの移動手段を活用した提案とすること

(ii) ファムトリップ

招聘予定の韓国の旅行エージェント、サイクリング団体等を選定理由とともに5社以上提案すること。

ファミトリップを通じた商品造成効果やプロモーションに繋がる取り組みを示すこと。

(iii) 韓国国内の旅行エージェント等との協働による旅行商品造成

旅行商品を造成するための効果的な取り組みについて提案すること。

- (イ) スケジュール【必須】
- (ウ) 事業実施体制【必須】
総括責任者、各業務責任者、各業務担当者等について、可能な限り氏名まで記載すること。
- (エ) 実績【必須】
類似事業を企画・実施した実績がある場合は、イベント名称・実施時期・参加人数・受託予算等、規模等が分かるように記載すること。
- (オ) 追加提案【任意】
予算の範囲内で実施することを前提とし、効果的だと考える内容があれば積極的に提案すること。また、追加提案であることが分かるよう、企画提案書に記載すること。

③ 提出期限

- (ア) 提出期限
令和6年5月10日（金）17時必着
※郵送の場合も提出期限内の到着を必須とする。
- (イ) 提出方法
持参（平日9時～17時）又は郵送により提出のこと。
- (ウ) 提出先
〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号
福岡県商工部観光局観光振興課海外誘客係（福岡県庁北棟7階）

④ 留意事項

- (ア) メール、FAXによる提出は受け付けない。
- (イ) 郵送により提出する場合は、提出期限までに必着することとし、発送後に電話またはメールでその旨報告すること。
- (ウ) 提出された企画提案書等は委託先の選定のみを使用する。
- (エ) 企画提案書等の作成に要した費用、その他応募に要した経費は提案者の負担とする。
- (オ) 提出された企画提案書等は、採用の有無に関わらず返却しない。
- (カ) 企画提案書等の提出期限後において、記載された内容の変更は認めない。

(3) 提案の辞退

提案書を提出後、提案参加を辞退する場合は、4月26日（金）12時までに様式3号「参加辞退書」を提出すること。

(4) 審査

① 審査日時等

日時：令和6年5月20日～5月21日の間に日程を設定した上でヒアリングを行う。

場所：福岡県庁11階北棟

※プレゼンテーションの開始日時等の詳細は、提案者に後日通知する。

※各社30分予定（プレゼン20分+質疑応答10分）

※応募多数の場合、プレゼンテーションを行う提案事業者を書類選考で選出する場合がある。

② 事業受託候補者の決定通知

令和6年5月下旬（予定）

※審査結果は、すべての企画提案者にメールにより通知する。また、審査の経緯、順位、

得点等は公表せず、審査結果に対する異議申立は受け付けない。

③ 審査基準

審査は下表に示す評価項目により採点し、審査員の最高位の評価を受けた提案者を事業受託候補者とする。また、提案者が1者の場合であっても、審査員による審査を行い、事業受託候補者として適切とされた場合に、事業受託候補者として選定する。

評価項目	配点
1 業務実施体制・スケジュール ・円滑な業務遂行が可能な実施体制か、臨機応変に対応できるか ・実施スケジュールを現実的かつ具体的に設定しているか	10点
2 韓国サイクリスト向けモデルプランの造成 ・モデルプランは、提案者の知見で韓国サイクリストのニーズや観光のトレンド等を考慮した提案となっているか。 ・誘客にあたり航空機やフェリー等、多様な移動手段を活用した提案となっているか。 ・モデルプランのうち宿泊施設の予約の他、ガイド、通訳、サポートカー等サイクリングツアーに必要な受入業務の手配について、提案者等が役務として提供することが可能な体制を構築できているか。	15点
3 ファムトリップ ・招請する韓国の旅行会社エージェント等の選定理由は適切か。 ・ファムトリップを通じた商品造成効果やプロモーションに繋がる取り組みが示されているか ・日本向けサイクリングツアーの催行経験が豊富な韓国の旅行エージェント等を招聘するためのノウハウ・実施体制を有しているか。	20点
4 韓国国内の旅行エージェント等との協働による旅行商品造成 ・ファムトリップでの結果を基に磨き上げたモデルプランにより、韓国国内の旅行エージェント等と商談を行い、旅行商品を造成するためのノウハウを有しているか。 ・実際に旅行商品を造成するための効果的な取り組みが提案されているか。	25点
5 【自由提案】 サイクルツーリズム旅行商品造成に資する取り組み ・提案する取り組みは、サイクルツーリズム旅行商品造成を進める上で有益なものとなっているか ・提案する取り組みを実行するためのノウハウ・実施体制を有しているか。	10点
6 実績 ・類似の受託実績が豊富であり、十分なノウハウを有するか	10点
7 見積の妥当性 ・業務内容に見合った適切な見積であり、経費以上の効果が期待できるか	10点
合計	100点

7 その他

- (1) 実施要領に定めのない事項及び事業実施にあたって疑義が生じた場合は、発注者と協議し、その指示に従うこと。
- (2) 事業受託候補者が、発注者と協議の上、委託契約を締結する。ただし、最高位の評価を受けた場合においても、「4 参加資格要件」に記載する要件を満たさない場合は、提案を無効とする。この場合、次順位者と協議の上、契約を締結する。

- (3) 委託契約の締結にあたっては、提案内容を基に発注者、事業受託候補者の両者が協議の上、最終的な仕様を決定するため、企画提案書に記載された内容をすべて実施することを保証するものではない。ただし、合理的な理由なく、事業受託候補者が一方的に提案内容を大幅に変更する場合は、不採択とすることがある。また、契約金額については、提出された提案書の評価を行い、事業者を選定した後、改めて見積書の提出を依頼し決定する。
- (4) 本業務内容については、予算やその他の事情により変更を行う場合がある。

8 留意事項

- (1) 本提案の評価は、提案者の技術力等を評価するために行うものである。提案書に基づき、そのまま業務を了承するものではない。
- (2) 本委託業務に係る成果物は、すべて県に帰属するものとする。

9 問合せ先

福岡県商工部観光局観光振興課海外誘客係

担 当： 岩尾、向井

電 話： 092-643-3457

メール： mukai-y9938@pref. fukuoka. lg. jp